

奈 政 行 第 6 9 号

平 成 2 5 年 1 0 月 1 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 三 浦 教 次 様
同 松 田 末 作 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

第4 監査の結果及び意見

I 少子化対応事業について

5. 認可保育事業の保育料について

(2) 結果

(保育所・幼稚園課)

【監査結果】

③ 保育料減免に係る開始月や証明書類を要綱に定めるべきである

減免基準では減免対象者、減免額や期間を定めてはいるが、減免による保育料の開始月がいつなのかについては明記されていない。したがって、減免開始月の判断基準を設けることが必要である。

また、生活が困難であること等の証明書類の提出は必須であるが、基準にはどのような書類が必要かは定められていないため、給与証明書等、具体的な書類名を明記すべきである。

なお、減免の要件は「取扱基準」として明文化されているが、一般的に行政機関の内部規程的性格を持つ「要綱」として定めるべきである。

【措置の内容】

奈良市保育料等減免取扱要領を平成25年4月1日に施行し、保育料減免に係る開始月や添付すべき証明書類を具体的に決めました。